導入編

関係ないでは済まされない！ 相続税「納税者」8割増の衝撃

首都圏に住む70代の高畠秋子さん（仮名）の元に税務署から一通の封書が届いたのは、夫が亡くなって6カ月後のことだった。

開けてみると「相続税の申告等についてのご案内」と書かれた紙が入っていた。形ばかりのお悔やみの言葉の後にびっしりと書かれていたのは、相続税の申告を促す文言。

さらには別紙の「相続税の申告要否検討表」と題された記載例を見ると、事細かに相続財産の記入の仕方が載っており、丹念にそこを追っていくと最後は「相続税の申告が必要です」という文言に行き当たる。

正直、「申告するのは微妙かな」と思っていた高畠さん。「きっとこれは税務署に狙われている」と不安になり、知り合いの税理士の元に駆け込んだ。

実は昨年あたりから申告が必要とみられる人に税務署がこうした文書を送り付けているという。封書の中には、持参書類まで明記して面談予約を呼び掛ける紙すら同封している税務署もある。

国税庁関係者も「税務署が工夫してさまざまな文書を配布している」と認める。以前も同様の案内はあったが、「今の文書には申告させようという本気度を感じる」と複数の税理士が語るほどだ。

ちなみに、申告が必要ないとみられる人には「相続税についてのお知らせ」という周知文を送っているにすぎない。

背景にあるのは、言うまでもなく2015年の税制改正による相続税の大幅増税である。詳しいメカニズムは36㌻からの基礎編で説明するが、相続税の課税対象額から差し引くことのできる基礎控除が6割に縮小された。

加えて、不動産価格の上昇や株価の回復で資産価値が増えたこと

のしかかる負担増！

相続重税の三大要因

●基礎控除の縮小

5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）

↓ 2015年から6割に！

3000万円＋（600万円×法定相続人の数）

●不動産価格の上昇

路線価の変動率の推移

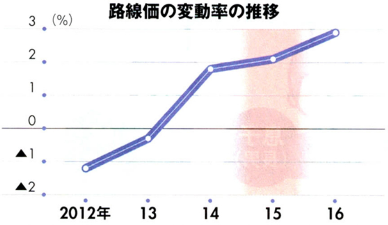

＊東京都の標準宅地における評価基準額の対前年変動率平均値

●株価の上昇

日経平均株価の推移

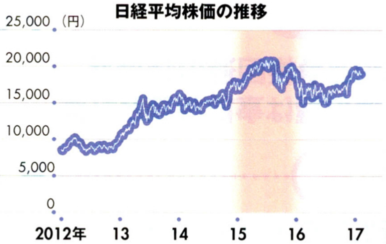

＊終値

もあって、結果的に相続税のかかる人が増えてしまったのだ。

それが如実に表れたのが、相続税の申告実績だ。国税庁によると15年中に亡くなった人のうち、相続税を納めた遺族がいる人の数は10万3043人に上り、前年の5万6239人から83・2%も増えた。財務当局は事前に5割増えるとしていたが、試算を上回った。

実際に相続税を納めた人（ただし、申告書の記載人数ベース）で見ると、前年より10万人増えて23万人に。これ以外にも、各種控除などで税金は払っていないが申告した人が同1万3000人増えて3万人に上った。

東京・多摩地区を中心に相続案件を数多く手掛けている税理士法人弓家田・富山事務所代表社員の弓家田良彦税理士は「感覚的には東京では20%ぐらいが申告の対象になっているようだ」とみる。

当局試算を上回るインパクト!

相続税増税の影響

	2014年分	増減	2015年分
相続税の課税対象となった死亡者の数（死亡者総数に対する割合）	5万6239人（4.4%）	約4.6万人増	10万3043人（8.0%）
相続税を納めた相続人の数	13万3310人	約10万人増	23万3555人
相続税額	1兆3908億円	約4200億円増	1兆8116億円
相続財産の内訳			
土地	5兆1469億円		5兆9400億円
家屋	6732億円		8343億円
有価証券	1兆8966億円		2兆3368億円
現金・預貯金等	3兆3054億円		4兆7996億円
その他	1兆3865億円		1兆7256億円
合計	12兆4086億円	合計約3.2兆円増	15兆6362億円

＊国税庁の公表資料を基に本誌編集部作成

本当に大変なのは親族同士の争い

相続で大変なのは税金だけではない。増税にはなったが、それでもまだ亡くなった人の9割の遺族は申告の必要がない。本当に大変なのは相続が親族の争いの種となりかねないことだ。「相続」は「争族」といわれるゆえんである。

34～35ページ上の大図解を見てほしい。相続をめぐる争いと税金の実態を表したものだ。超高齢化に伴い、死亡する人の数は今後ますます増え続ける。意味するところは、相続の発生件数が増えるということだ。

まずは左の「争族激化」の方から読み解いていこう。左上のグラフは遺産の分け方をめぐる家庭裁判所での調停や審判の件数の推移だ。年間で何と1万4000件超にも上っている。訴訟嫌いとされる日本人が、家族間でしかも公の場でこれほどの争いを繰り広げている現実はちょっとした驚きだろう。

争いのもととなっている遺産自体の金額はどのくらいなのかを示すのがそのすぐ右の円グラフである。高額な場合ほどもめるのではと思うかもしれないが、実際は75%超が5000万円以下。もともとの母数が多いためという推察はできるが、それでも金額の多寡は関係ないことが分かる。

最大の対策として遺言書を書くことを多くの専門家が勧めている。51ページで詳しく違いに触れるが、遺言書には大まかにいって公正証書と自筆証書の2通りがある。

落合会計事務所の落合孝裕税理士が勧めるのは公正証書遺言だ。「病院に入院しても公証人が出張してくれるところもある。戸籍なども見せながら作成するため間違いがない」と言う。

実際、公正証書遺言の作成件数は増え続け、14年には10万件を超えた。争族回避の切り札なので、ぜひ覚えておいてほしい。